

## 授業目的公衆送信補償金に係る指定管理団体の指定について

### 指定管理団体の指定について

著作権法（以下「法」という。）第104条の11において、法第35条第2項の規定により付与される著作物の公衆送信に係る補償金（授業目的公衆送信補償金。以下「補償金」という。）請求の行使主体として、全国を通じて1個に限り文化庁長官が同意を得て指定管理団体を指定することを規定している。

平成28年9月に、教育分野に関する権利者団体39団体により、「教育利用に関する著作権等管理協議会」が設立され、同協議会は、平成29年4月、文化審議会著作権分科会の法制・基本問題小委員会において、法第35条の権利制限規定の整備に伴い補償金制度の導入がなされることとなつた場合には、補償金の徴収分配の受皿となる団体を設立し、必要な準備に当たる旨の方針を正式に表明していたところ、平成31年1月22日に受け皿団体として「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）」を設立し、文化庁からの指定についても同意した。

この団体が法定の要件を満たすことから、平成31年2月15日に、文化庁長官による「指定管理団体」としての指定を行つた。

### 指定管理団体の概要

#### 1 名称

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）

#### 2 指定日

平成31年2月15日

#### 3 代表者

土肥一史 公益社団法人日本複製権センター理事長

#### 4 目的（※一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会定款 第3条より抜粋）

本会は、著作者、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者の権利を有する者（以下「権利者」という。）のために、授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）を受ける権利又は複製権等の許諾権を行使し権利者に分配することによって、教育分野の著作物等の利用の円滑化を図るとともに、あわせて著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等を実施し、もって文化の普及発展に寄与することを目的とする。

## 5 事業

- (1) 著作権法（以下「法」という。）第104条の13第1項に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定、徴収及び分配その他補償金を受ける権利の行使に関すること
- (2) 著作権又は著作隣接権の管理業務に関すること
- (3) 著作権制度の普及啓発及び調査研究
- (4) 著作物の創作の振興及び普及
- (5) 著作権及び著作隣接権の保護に関する国際協力
- (6) 教育における著作物等の利用に関する調査研究
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

## 6 構成員

会員団体（法人の社員）	分野	各協議会の正会員
新聞教育著作権協議会	新聞	一般社団法人新聞著作権管理協会
言語等教育著作権協議会	書籍（論文、専門書、脚本・シナリオ）	一般社団法人学術著作権協会 公益社団法人日本文藝家協会 協同組合日本脚本家連盟 協同組合日本シナリオ作家協会
出版教育著作権協議会	書籍（教科書、小説、地図、百科事典・辞書）、雑誌	一般社団法人日本雑誌協会 一般社団法人日本書籍出版協会 一般社団法人自然科学書協会 一般社団法人日本医書出版協会 一般社団法人出版梓会 一般社団法人日本楽譜出版協会 一般社団法人日本電子書籍出版社協会
視覚芸術等教育著作権協議会	写真、絵画、版画、彫刻、マンガ等	一般社団法人日本写真著作権協会 一般社団法人日本美術著作者連合 公益社団法人日本漫画家協会
音楽等教育著作権協議会	音楽、楽譜	一般社団法人日本音楽著作権協会
	実演	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
	レコード	一般社団法人日本レコード協会
映像等教育著作権協議会	放送	日本放送協会
	有線放送	一般社団法人日本民間放送連盟 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

## 7 役員一覧

代表理事	土肥一史	(公社) 日本複製権センター理事長
常務理事	多葉田聰 瀬尾太一	(株) 読売新聞グループ本社社長室知的財産部長 (一社) 日本写真著作権協会常務理事
理事	竹内敏 竹中岳彦 福井明 山下敏永 三田誠広 金谷祐子 金寿美 山本一彦 安蒜保子 中島千波 千葉洋嗣 金原優 井村寿人 松野直裕 世古和博 椎名和夫 高杉健二 梶原均 須田真司 田嶋炎 土屋俊 川瀬真 池村聰 松田政行	(株) 日本経済新聞社法務室・知的財産権管理センター長 (株) 産業経済新聞社東京本社コンテンツ事業本部知的財産管理センターセンター長 (株) 毎日新聞グループホールディングススペシャリスト・知財管理センター委員 (株) 朝日新聞社知的財産担当補佐 (一社) 日本文藝家協会副理事長 協同組合日本脚本家連盟常務理事 協同組合日本シナリオ作家協会理事・事務局長 (一社) 学術著作権協会常務理事 (一社) 日本児童出版美術家連盟理事 (一社) 日本美術家連盟常任理事 (公社) 日本漫畫家協会 (株) 医学書院代表取締役会長 (一社) 日本書籍出版協会副理事長 (株) 小学館編集総務局ゼネラルマネージャー (一社) 日本音楽著作権協会常務理事 (公社) 日本芸能実演家団体協議会常務理事 (一社) 日本レコード協会常務理事 日本放送協会知財センター専任局長 (一社) 日本ケーブルテレビ連盟業務部次長 (一社) 日本民間放送連盟番組・著作権部長 (独) 大学改革支援・学位授与機構研究開発部特任教授 (公社) 日本複製権センター理事 三浦法律事務所パートナー弁護士 松田山崎法律事務所弁護士
理事・事務局長	野方英樹	(公社) 日本複製権センター事務局長代理
監事	長尾玲子 梅憲男	(公社) 日本文藝家協会著作権管理部部長 (一社) 日本美術家連盟参与

【参考】著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）（抜粋）

（学校その他の教育機関における複製等）

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

（授業目的公衆送信補償金を受ける権利の行使）

第百四条の十一 第三十五条第二項（第百二条第一項において準用する場合を含む。第百四条の十三第二項及び第百四条の十四第二項において同じ。）の補償金（以下この節において「授業目的公衆送信補償金」という。）を受ける権利は、授業目的公衆送信補償金を受ける権利を有する者（次項及び次条第四号において「権利者」という。）のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの（以下この節において「指定管理団体」という。）があるときは、当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

2 前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて授業目的公衆送信補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

（指定の基準）

第百四条の十二 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による指定をしてはならない。

- 一 一般社団法人であること。
- 二 次に掲げる団体を構成員とすること。
  - イ 第三十五条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。次条第四項において同じ。）の公衆送信（第三十五条第三項の公衆送信に該当するものを除く。以下この節において「授業目的公衆送信」という。）に係る著作物に関し第二十三条第一項に規定する権利を有する者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であつて、国内において授業目的公衆送信に係る著作物に関し同項に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められる

もの

- ロ 授業目的公衆送信に係る実演に關し第九十二条第一項及び第九十二条の二第一項に規定する権利を有する者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であつて、国内において授業目的公衆送信に係る実演に關しこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの
  - ハ 授業目的公衆送信に係るレコードに關し第九十六条の二に規定する権利を有する者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であつて、国内において授業目的公衆送信に係るレコードに關し同条に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの
  - ニ 授業目的公衆送信に係る放送に關し第九十九条第一項及び第九十九条の二第一項に規定する権利を有する者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であつて、国内において授業目的公衆送信に係る放送に關しこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの
  - ホ 授業目的公衆送信に係る有線放送に關し第百条の三及び第百条の四に規定する権利を有する者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であつて、国内において授業目的公衆送信に係る有線放送に關しこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの
- 三 前号イからホまでに掲げる団体がそれぞれ次に掲げる要件を備えるものであること。
- イ 営利を目的としないこと。
  - ロ その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。
  - ハ その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。
- 四 権利者のために授業目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する業務（第百四条の十五第一項の事業に係る業務を含む。以下この節において「補償金関係業務」という。）を的確に遂行するに足りる能力を有すること。

#### (授業目的公衆送信補償金の額)

- 第百四条の十三 第百四条の十一第一項の規定により指定管理団体が授業目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する場合には、指定管理団体は、授業目的公衆送信補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の認可があつたときは、授業目的公衆送信補償金の額は、第三十五条第二項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。
  - 3 指定管理団体は、第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、授業目的公衆送信が行われる第三十五条第一項の教育機関を設置する者の団体で同項の教育機関を設置する者の意見を代表すると認められるものの意見を聴かなければならない。
  - 4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る授業目的公衆送信補償金の額が、第三十五条第一項の規定の趣旨、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）に係る通常の使用料の額その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。
  - 5 文化庁長官は、第一項の認可をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。